

都道府県・ 政令指定都市名	46 鹿児島県
------------------	---------

時点：平成30年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	総務部県民生活局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鹿児島県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成11年4月1日 根拠：鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	鹿児島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年1月1日
構 成 員 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 30 年 4 月 ~ 35 年 3 月
名 称	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	平成35年4月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鹿児島県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年12月21日
	施 行 日	平成14年1月1日
	最 終 改 正 日	平成21年3月27日
	改 正 内 容	組織改編に伴い、審議会の所管部局を「総務部県民生活局」に変更
改定が予定されている場合、改定予定時期： 平成 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況：	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成30年3月31日		
目 標 値	平成	34	年度まで	40	%	平成	年度まで	%
根 拠	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画							
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、政令、条例、要綱、要領等により設置されている審議会							
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 86 )	うち女性委員を含む審議会等数( 83 )	延総委員等数( 1,607 )	延女性委員等数( 635 )	女性比率( 39.5 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 66 )	うち女性委員を含む審議会等数( 65 )	延総委員等数( 1,324 )	延女性委員等数( 530 )	女性比率( 40.0 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 37 )	うち女性委員を含む審議会等数( 36 )	延総委員等数( 898 )	延女性委員等数( 327 )	女性比率( 36.4 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 9 )	うち女性委員を含む審議会等数( 7 )	延総委員等数( 86 )	延女性委員等数( 13 )	女性比率( 15.1 )	
目標値以外の目標設定								
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表				
	人材名簿がある場合	掲載人数	人	(平成 年 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	「女性委員登用促進要領」に基づく取組		
そ の 他 ( )								

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
					部長相当職	次長相当職		課長相当職					
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	270	16	5.9	19	2	10.5	39	0	0.0	212	14	6.6
	うち一般行政職	161	13	8.1	17	2	11.8	22	0	0.0	122	11	9.0
支庁・地方事務所等	計	359	30	8.4	15	0	0.0	57	2	3.5	287	28	9.8
	うち一般行政職	152	15	9.9	10	0	0.0	23	2	8.7	119	13	10.9
全体	計	629	46	7.3	34	2	5.9	96	2	2.1	499	42	8.4
	うち一般行政職	313	28	8.9	27	2	7.4	45	2	4.4	241	24	10.0
再掲	警察関係	81	1	1.2	0	0		6	0	0.0	75	1	1.3
	教育委員会	53	8	15.1	0	0		3	0	0.0	50	8	16.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:平成30年4月1日			3:その他:		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
		本庁	計	639		61	9.5
	うち一般行政職	380	48	12.6	740	271	36.6
支庁・地方事務所等	計	833	81	9.7	2,842	836	29.4
	うち一般行政職	289	29	10.0	730	215	29.5
全体	計	1,472	142	9.6	4,198	1,173	27.9
	うち一般行政職	669	77	11.5	1,470	486	33.1
再掲	警察関係	302	11	3.6	892	86	9.6
	教育委員会	109	10	9.2	349	72	20.6

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	50	3	6.0	76	10	13.2	59	9	15.3
	うち一般行政職	25	2	8.0	52	8	15.4	26	7	26.9
支庁・地方事務所等	計	76	8	10.5	103	13	12.6	110	31	28.2
	うち一般行政職	40	3	7.5	34	5	14.7	23	12	52.2
全体	計	126	11	8.7	179	23	12.8	169	40	23.7
	うち一般行政職	65	5	7.7	86	13	15.1	49	19	38.8
再掲	警察関係	23	0	0.0	46	4	8.7	87	8	9.2
	教育委員会	13	1	7.7	20	2	10.0	5	2	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,689	119	7.0
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	359	120	33.4
うち 上級	193	57	29.5
うち一般行政職	106	49	46.2
うち 上級	47	20	42.6
うち警察関係	122	17	13.9
うち 上級	60	6	10.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	鹿児島県男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日	平成15年4月22日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：892-0816 住所：鹿児島県鹿児島市山下町14-50 電話番号：099-221-6603 FAX番号：099-221-6640 ホームページ：http://www.kagoshima-pac.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：鹿児島県県民生活局 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：鹿児島県県民生活局 ) 指定管理者(名称： ) その他( )			
職員数	常勤 4 人、	非常勤 3 人	予算額	平成30年度 14,780 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項： 男女共同参画週間事業、情報誌の発行 ) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画基礎講座、DV相談員養成講座 ) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談、専門相談、女性のための法律110番 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書、ビデオ、パネル展示 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項： ) ○ 6. 交流促進(主な事項： 民間団体との交流会 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 女性に対する暴力防止キャンペーン ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) ○ 9. 調査研究(主な事項： ) ○ 10. その他(主な事項： )			
※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無 問10-1 名称等: 鹿児島県女性団体連絡協議会	加盟団体数	13
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	370000
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: 鹿児島県女性大会の開催 }		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 : 内 容 : } <input type="checkbox"/> 7. その他 { 内 容 : }
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 { 内 容 : }
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	29,972	24,803	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0037 %	0.00306 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	②	○			
	③	○			○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	○			○
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	かごしま「働き方改革」推進企業認定制度(4、6、7、8、10、12)、かごしま子育て応援企業登録制度(12)、鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度(1~11)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰(1~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	鹿児島県女性活躍推進会議
2	現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称	かごしま男女共同参画の状況
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 )		

## 問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・鹿児島県男女共同参画週間事業 ・若年層に対する意識啓発  ・若者による暴力未然防止の活動支援 ・子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業  ・DV防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣  ・情報誌の発行 ・DV防止等の広報啓発・相談窓口カードの活用等 ・男女共同参画啓発資料の配布 ・DV支援関係者向けリーフレットの配布	講演会やワークショップ等の開催 学校への男女共同参画お届けセミナーの開催（男女共同参画、デートDV防止等について）  県内大学生自主グループによるワークショップ等の開催 児童生徒を対象としたワークショップや教職員・保護者・地域住民を対象としたセミナー等の開催、教職員を対象としたワークショップ実践者養成講座の開催  配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等が実施する研修会等へのアドバイザー派遣 「男女共同参画センターだより」の発行 相談窓口カードの配布 第3次鹿児島県男女共同参画基本計画（概要版）の配布 行政担当者、学校関係者、医療関係者等への配布	高等学校等20校  小・中学校10校  5団体	7月 7～2月  7～12月  9～2月 年2回
2. 表彰 ・鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰	女性活躍に積極的に取り組む企業を表彰	3企業程度	11月
3. 講座 ・男女共同参画基礎講座 ・男性のための男女共同参画セミナー  ・DV相談員養成講座  ・相談業務研修会  ・暴力被害者支援セミナー  ・いきいきと働く女性応援事業	男女共同参画の推進に必要な基礎知識と手法を学ぶ講座の開催 男性の男女共同参画への正しい理解や固定的性的役割分担意識の気づきと解消を目指したセミナー  DV相談に必要な専門的知識とスキルを有した人材を育成するための講座  DV被害者支援に必要な知識の習得や相談対応のスキルアップを図るための、相談業務に係る相談員・担当者等を対象とした研修会の開催 DVや性暴力の本質を理解し、被害者支援に必要な対応について学ぶセミナー  女性活躍推進企業トップセミナー、管理職マネジメントセミナー、キャリアデザインセミナー、女子学生のためのエンパワメントセミナー	3地区 200人程度  20人程度  110人	6～10月 1又は2月  2月頃  6月  11月  8～2月
4. 相談事業 ・一般相談 ・専門相談  ・女性のための法律110番  ・若者を対象とした相談窓口「びあ・すてーしょん」	男女共同参画相談員による一般相談（電話・面接） 女性弁護士による法律相談、精神科医師による相談、男性相談員による相談  「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として実施。県弁護士会と共催 鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークルとの共催により実施	     11月	通年 通年  11月  毎月第3 土曜日
5. 情報収集・提供 ・図書、ビデオ、パネル展示	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出、パネルの展示		通年
6. 苦情処理 ・男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について県民からの申出を受ける		常時
7. 交流促進 ・民間団体との情報交換会	男女共同参画センター事業への協働・連携団体との意見交換等		3月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・女性に対する暴力防止キャンペーン	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、民間団体、関係機関と連携して、キャンペーンを実施		11月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	鹿児島県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	1 事例はないが、「その他」の理由で欠席を認める規定がある。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	鹿児島県議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 3

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ( 平成30年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成28年7月28日	~	平成32年7月27日
副知事	2人	(女性 1人、男性 1人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	63	7	11.1	
	都道府県防災会議(委員のみ)	62	7	11.3	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	14	3	21.4	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	17	7	41.2	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	18	3	16.7	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	42	18	42.9	
	7 精神医療審査会	28	12	42.9	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	20	4	20.0	
	10 准看護師試験委員会	15	7	46.7	
	11 麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12 地方社会福祉審議会	39	15	38.5	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	9	47.4	
	14 国民健康保険審査会	9	6	66.7	
	15 都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
	16 都道府県森林審議会	12	5	41.7	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
	21 開発審査会	7	4	57.1	
	22 私立学校審議会	12	4	33.3	
	23 石油コンビナート等防災本部	34	1	2.9	
	24 公害健康被害認定審査会	7	0	0.0	
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	6	30.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	30 介護保険審査会	27	11	40.7	
	31 都道府県固定資産評価審議会	11	5	45.5	
	32 感染症の診査に関する協議会	34	13	38.2	
	33 警察署協議会	257	131	51.0	
	34 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	36 国民保護協議会	51	4	7.8	
×	37 地方独立行政法人評価委員会				
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
×	43 留置施設視察委員会				
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	45 指定難病審査会	28	3	10.7	
	46 小児慢性特定疾病審査会	7	2	28.6	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
	48 国民健康保険運営協議会	11	5	45.5	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	898	327	36.4	
	女性委員0の審議会数	1			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	35	3	8.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	86	13	15.1	
	女性委員0の委員会数	2			